

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.4%
任期の定めのない常勤職員以外	91.9%
全ての職員	67.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.6%
本庁課長補佐相当職	97.1%
本庁係長相当職	95.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.6%
31～35年	96.5%
26～30年	93.6%
21～25年	92.1%
16～20年	94.3%
11～15年	89.9%
6～10年	94.1%
1～5年	97.1%

【説明欄】

1 全職員のうち全ての職員について

職員区分毎の給与の差異はあまりないが、任期の定めのない常勤職員以外の女性比率が約3.4倍と高いため、給与の差異が大きくなっている。

2 (2) 勤続年数別の11～15年について

当該区分の総人数に対して部分休業を取得している女性職員が多いため、給与の差異が大きくなっている。